

# 心身障害者と ソーシャル・ワーカー

(その1)

## フランス麻痺者協会におけるソーシャル・ワーカーの活動（1971年）

フランス麻痺者協会 A P F の各県支部の大半がソーシャル・ワーカー（以下 SW とする）を雇用して社会福祉をおこなっている（78県 106人）。A P F の社会福祉は社会福祉事業の連絡調整規定で専門的社会福祉とされているので、その対象者には肢体不自由者やその家族のみにとどまらず、多面的社会福祉の SW や、関連機関制度の各種技術者も含まれる。

その活動形態は A P F 支部内に事務所をもち、相談事業をおこない、同時に県内各地での巡回相談日を設けているのが通常である。

（フランス）



1 心理的援助——SW の第1の任務は個別の援助である。傾聴、問題への理解、解決の方途についての知識によって、障害者やその両親が自分たちの価値や可能性を再認識して問題解決に向う気力を回復させることである。1971年に A P F の SW の援助をうけたのは11,769人の障害者と10,389家族であった。SW はまた障害児の親の組織の結成や育成をおこない、また障害者相互の関係や健常者との関係を保つための活動をおこなっている。

2 治療——治療の可能性は最近著しく拡大されているが、その情報が十分に障害者に伝えられていない。SW は各種の障害について専門治療機関を教えて、必要に応じて受診や入院の手続きをとる。リハビリテーション施設や在宅治療についても同様である。家

族が入所（院）中の障害者と接触を保つことができるように援助する。

昨年1年間に A P F の SW が介入、援助したのは、専門的治療2,323件、入院281件、治療施設入所563件、在宅治療328件、収容施設入所172件であった。

3 学校教育——障害児の教育の可能性は拡がってきた（普通教育、特殊施設とともに）が、まだ未就学児童も多く、また教育内容が障害児のニードに適さない場合も多い。身体的には可能性が限られている障害児については知的な面での可能性を最大限にのばす必要がある。

A P F の SW は未就学児や不適当な教育をうけている児童を発見し、適切な教育に結びつける援助をおこなっている。また教育に付随する諸問題——費用、通学の方法、里親への委託などの解決をも援助する。

昨年1年間に A P F の SW は1,061人の児童に対して教育問題についての援助をおこなった。その内訳は、普通学校221人、特殊学級260人、施設250人、在宅教育230人であった。しかし成功したのはそのうち350人のみ

であった。現在地域内に特殊学級や施設を設置するために努力している。

4 職業教育——とくに職業経験のない成人と青少年の職業教育とオリエンテーションをおこなっている。昨年の活動は、職業適性検査1,135件、障害者職業オリエンテーション委員会への斡旋1,201件、職業教育施設入所381件、見習い28件であった。重複障害児や能力の低い障害児の受け入れ機関が少ないことが援助をむつかしくしている。

5 就労——この分野でのSWの任務は、雇用事務所への紹介、障害者自身による求職活動と職業への適応を援助すること、就労ための生活条件(住宅、交通)の整備、そして一般労働市場での就労が不可能な場合には保護工場などへの入所を援助することなどである。

1971年には637人の障害者の就労を援助した。その内訳は在宅117人、保護工場247人、一般企業237人である。

企業主に対して障害者の労働の可能性や財政援助について情報を伝える活動、保護就労を増設する活動もおこなっている。

6 日常生活——住宅、車、器機、補助者などの確保と援助のために、個々の障害者への援助と、関係者との情報提供をおこなっている。現在未解決の問題として重度障害者や慢性病患者のニードを検討している。

7 文化活動、レジャー——障害者ができるだけ広汎な活動に参加できるように、SWは障害者に対して各種の情報を伝え、困難がある場合には解決方法についての情報を与える。APFによるグループ活動、キャンプ、スポーツ、国内外のホテルや施設の情報など。昨年1,194人の障害者に対して休暇旅行の援助をおこなった。

8 法制——障害者関係法規が毎年増えており、複雑化している。SWは、法規による可能性、その手続きについて情報を与え、ときには手続きを援助する。昨年1年間に25,598件について援助をおこなった。また一部の法規についてその実施がむづかしいことを訴えAPFが改善のための運動をおこなえるようにした。

ソーシャル・ワーカーの現任訓練——第1年目には、(1)ベテランのSWの許で実習(15

日間)、(2)身体障害に関する知識とAPFの社会福祉の方法に関する研修、(3)約6か月を経てパリでの施設見学などの研修(約15日間)。その後は(1)各種の刊行物、資料の配布や購入(2)年2回の地方研究会(全国統一テーマで6地方に分散)、(3)隔年の研修会(講義、実習、見学)、(4)地方研究会、(5)3年以上経験者に対する再訓練(15日間)などに分けられる。

A. M. HORCAILLOU: Le Service social de l'association des paralyses de France, *Readaptation*, No. 186, Jan. 1972, pp. 5—10.

## (その2)

### 重度精薄児診察相談事業における ソーシャル・ワーカー

パリ地方重度精薄研究保護委員会(CESAP)による診察相談事業ではその開始時(1966年)以来ソーシャル・ワーカー(SW)が配置されている。現在までの活動の経過は3期に分かれる。

第1期——事業開始以来1年あまりの間、SW数は1人で、その役割はいささか雑多で

あった。すなわち、(1)家族や諸施設に対するSW、(2)事業内のチームでは連絡調整総合、(3)事業そのものの組織と管理運営、(4)情報提供などを起こなった。診察相談の利用者は1週10~20人であったが、年齢的には比較的年長児が多くいた(4歳~10歳以上)。相談内客は施設などへの収容を求めるものが多く在宅援助の要望は少なかった。ニードにこたえる施設やサービスがなく、SWは解決方法を指示しえずに傾聴するのみであった。SWは不適応児童対策やチームの他メンバーとともに専門的援助サービスの創設に努めた(専門的家庭養護、在宅教育、託児施設、一時保護など)。

第2期——つづく3年間には診察相談事業が拡張され、SW数も4人となった。チーム(当初は医師、心理士、PT、SW)に生活指導員が加わった。SWはチーム内では各職種からの情報をを集め連絡調整する機能と、両親に対しては傾聴により問題を明確化する機能を果たした。事業の管理運営がSWの業務から離れた。この時期には諸事業の新設により、少くとも収容のニードへの対応はかなり、容易

となり、時間と手間がかからなくなつた。同時に、対応しきれないニード(重度障害、重複障害、あるいは両親がパリ地方内の収容を希望する場合など)が浮きぼりされた。

第3期——最近数か月間、SWの機能に変化がみられる。事業全体では受診者の年齢が低くなってきた。SWは以前に比し自主的な動きが可能となり、家族との接触を診察と切り離して別個におこなうようになった。とくに初回面接を診察以前にすることで、正確な情報をうると同時に、家族にとって受診が外傷的経験でなくなるというプラスがあった。外部の関係機関と協働する可能性が増した。とくに地区制の実施により各ケースに対する施設さがしがきめこまかくなつた。

現状の問題点——約5年間を経て現在はひとつつの転換期にさしかかっている。ニードにこたえうるという点では以前に比し苦しみが減った。活動の可能性も拡大した。

ニードによりよくこたえるための方法について考えてみる時期である。主としてつきの課題がある。(1)面接においてSWは終始受身で傾聴するべきか。むしろ、より現実的かつ

指示的な相談を目指すべきか。(2)援助の対象には、障害児、兄弟、両親を別個に単独に想定せず家族全体のための援助を目指すべきだろう。(3)障害児のニードをより深くきめ細かく把えて、地域社会や社会の問題とする方向を目指すべきだろう。(4)SWの教育はいまだに経験主義的でこの事業のような専門的社会福祉にとっては問題がある。

M. T. GEORGES; *Evolution du service social au cours de 5 années de travail dans le cadre des consultations spécialisées du CESAP, Rèadaptation*, No. 190, Mai. 1972, pp. 6—8.

(阪上裕子 国立公衆衛生院)